

ご注意ください(各サービス共通)

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストおよびメンタルヘルスサポートのメンタルヘルス電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・「サービスのご案内」における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

《ご加入にあたっての注意事項》

- ①告知の内容によりご加入いただけない場合があります。
- ②保険の責任開始日はローン実行時にご加入される場合、ローンお借入日の翌々月初日になります。
(ローン実行後に中途加入される場合、中途加入手続き日の翌々月初日になります。)
- ③いかなる業務にも従事できない状態*1の方が保険金お支払いの対象です。
- ④免責期間が30日間あります。
(7大疾病による就業障害発生から30日間は補償対象となりません。)

《その他の注意事項》

- ①保険責任開始直前1年以内に発病した7大疾病による就業障害につきましても、保険金をお支払いできません(ただし、新規ご加入時の保険責任開始後1年を経過した後に開始した保険金支払事由については保険金のお支払い対象となります。)
- ②7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師が認定する就業障害期間については、保険金のお支払い対象となります。
- ③保険金支払対象事由以外の理由により、今後いかなる業務にも従事される見込みがなくなられた場合には、任意脱退の手続きが必要となりますので、銀行までご連絡ください。

- ④保険金のお支払い期間(てん補期間)は1事故あたり1年間とします。なお、就業障害終了後、その日を含めて180日を経過する日までに同一の身体障害によって就業障害が再発した場合には同一の事故とみなし、保険金をお支払いします(この場合、免責期間は新たに適用せず、てん補期間は前の就業障害において保険金支払の対象となった日数を控除します。)

*1 いかなる業務にも従事できない状態とは

7大疾病で入院または医師の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もまったくできない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

●たとえば会社員の場合、全日出社できず他の仕事(軽作業や事務作業等)もまったく出来ない状態、医師の場合なら全日休診で他の仕事もできない状態です。この場合、営業活動や医療行為が出来なくても、他の業務(事務等)が可能な場合はお支払いの対象になりません。

●午前中休んで午後就業する場合等は、「いかなる仕事もまったくできない」状態には該当いたしませんので、保険金のお支払対象にはなりません。

●一般に入院中は「いかなる仕事もまったくできない」状態に該当いたしますが、自宅療養の場合は「医師の指示による自宅療養」が保険金のお支払対象となります。

※「いかなる業務にも従事できない状態」であるかの確認にあたっては、医師の診断書、あるいは医師への事情確認、就業障害状況報告書や被保険者ご本人への事情確認等によって確認させていただきます。